

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 12月11日	令和7年 12月25日	令和7年12月10日付大城総第336号による非公開決定において、城東区は次のとおり不存在理由を示しています。 市民の声につきましては「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っているため、市民の声としては取り扱わずに担当所属へ情報提供として取り扱うとする意思決定文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 令和7年6月以降に元公職者から受け付けた市民の声について、「誰が」、「どのように」担当所属へ情報提供として取り扱うこととしたのが分かる文書を公開してください。 なお、政策企画室は、部分公開決定(令和7年12月5日付大政第e-81号)の備考欄に「令和7年10月8日付け大政第e-34号で公開した文書の写し「文書の送付について」の決裁では文書の送付のみならず、記載内容の取扱いについての意思決定も兼ねている。」とし、申出の取り扱いにつき文書による意思決定を行っていることを明らかにしていることを申し添えます。	部分公開	1号	城東区役所	総務課(総合企画)
令和7年 12月11日	令和7年 12月25日	令和7年12月10日付大城総第336号による非公開決定において、城東区は次のとおり不存在理由を示しています。 市民の声につきましては「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っているため、市民の声としては取り扱わずに担当所属へ情報提供として取り扱うとする意思決定文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 ここでは「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っている」とありますが、ここに示された案件の処理方法が分かる文書を公開してください。	部分公開	1号	城東区役所	総務課(総合企画)
令和7年 12月11日	令和7年 12月25日	11月26日の公開請求について、城東区役所から不存在決定(令和7年12月10日付大城総第336号)がありました。 不存在理由は次の通りとなっています。 市民の声につきましては「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っているため、市民の声としては取り扱わずに担当所属へ情報提供として取り扱うとする意思決定文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 しかし、政策企画室に確認したところ、政策企画室としては、案件の処理にあたっては、受け付けた部署で回答、供覧、情報提供のいずれにするかの意思決定(決裁)を行ったうえで処理がなされているとの認識であり、意思決定文書の作成が不要であるなどのマニュアルなどは示していないとのことでした。 請求対象文書が存在するはずはありません。 再度特定し公開することを求めます。	不存在		城東区役所	総務課(総合企画)
令和7年 12月11日	令和7年 12月25日	市民局の不存在による非公開決定(令和7年12月10日付大市民第582号)の決定理由は次の通りとなっています。 アンケートの結果は、各事業の見直しや改善に繋げるために使用するが、従前から区民アンケートは、すべての区で統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを行った結果であり、施策を進めるうえでの参考資料として役立てているとの共通認識が、実施決議を行っている区長会議(所管は人事・財政部会)において、図られており、同会議において議論になることもなかったことから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 ここでの「同会議において議論になることもなかった」というのは、「共通認識が図られている」ことを前提に、「区民アンケートの結果を『各事業の見直しや改善に繋げる』ことができるというのはいかなる根拠によるものであるのか」に関する議論がなされなかったという意味です。 11月26日の公開請求には次のとおり記載しています。 ----- ここには「施策を進めるうえでの参考資料として役立てているとの 共通認識が区長会議において図られており」と記載されています。「共通認識が図られている」との説明は、行政内部における合意形成または意思決定の存在を示唆するものであり、それが区長会議という合議体において形成されたものであるならば、当該「共通認識」の 具体的内容や形成過程を示す文書(議事録、配布資料、決裁文書、報告書等)が存在しないはずがありません。 ----- この「共通認識」の具体的内容や形成過程を示す文書を公開してください。特に上記の不存在理由に記載されている「施策を進めるうえでの参考資料として役立てている」に関して、「役立てている」の具体的内容や、役立てることができると判断する根拠が分かる文書 を公開してください。 なお、「区政に関する区民アンケート」の目的である「全区共通的に取り組んでいくべき今日的な課題のうち、区民のニーズ・意見を把握する必要がある項目について、今後の施策・事業の見直しや改善のため、無作為抽出した区民に対してアンケートを実施する。」は、この区長会議における「共通認識」を基礎として成立していますが、仮に請求対象文書が存在しないという場合、これまでも指摘しているとおりの「解釈、運用の手引き」にある「説明責任を果たす観点」からの理由付記を求めます。つまり、文書不存在であっても、区民アンケートの目的を上記のとおりとすることができるということをどのように説明するのかということが請求人に理解可能なように記載してください。 この点は総務局情報公開グループにも指摘していますが、一向に改まりません。(城東区役所所管分)	不存在		城東区役所	総務課(総務)

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 12月27日	令和8年1 月19日	12月11日に次の内容で公開請求を行いました。 ----- 令和7年12月10日付大城総第336号による非公開決定において、城東区は次のとおり不存在理由を示しています。 市民の声につきましては「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っているため、市民の声としては取り扱わずに担当所属へ情報提供として取り扱うとする意思決定文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 令和7年6月以降に元公職者から受け付けた市民の声について、「誰が」、「どのように」担当所属へ情報提供として取り扱うこととしたのかが分かる文書を公開してください。 なお、政策企画室は、部分公開決定(令和7年12月5日付大政第 e-81号)の備考欄に「令和7年10月8日付大政第e-34号で公開した文書の写し「文書の送付について」の決裁では文書の送付のみならず、記載内容の取扱いについての意思決定も兼ねている。」とし、申出の取り扱いにつき文書による意思決定を行っていることを明らかにしていることを申し添えます。 ----- これに対して城東区は令和7年12月25日付大城総第338号で部分公開決定を行い、「市民の声データベースシステムからのお知らせ(依頼)25-02598」を特定しました。 しかし、この文書は10月9日に公開された文書ですが、「誰が」、「どのように」担当所属へ情報提供として取り扱うことと判断したのかということに関する記載は「本件申出人が元本市職員であることを鑑み」と記載されているだけです。 政策企画室は「公職者の申出については、受付部署では『公職者』という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っておらず、所管部署で個々の申出内容を考慮して対応しており」と説明しています。(なお、ここでは受付部署では判断しないかのような説明になっていますが、上記特定文書には「本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は『要望等記録制度』に則り公職者として対応することとしたので、『市民の声入力フォーム』を通じて寄せられるものは『市民の声』としては取り扱わず、情報提供させていただきます」とあり、受付部署たる政策企画室が取り扱いの判断を行っており、この説明は明らかに事実ではありません。) 特定された文書には、申出内容からどのように「市民の声として取り扱わず、情報提供としたのか」に関する記載が全くなく、また、だれがこのような判断を行ったのかに関する記載も全くなく、これは請求対象文書ではありません。城東区は公開請求の趣旨の解釈を誤っています。 そして、城東区が令和7年6月以降に元公職者から受け付けた案件については、25-08151、25-08152、25-08154、25-08164、25-08166、25-08176、25-08519、25-08067、25-08177など多数に上っているはずですが、 これらも含め、城東区役所が令和7年6月以降に元公職者から受け付けた案件について、「誰が」「どのように」取り扱いを判断したのかが分かる文書について、改めて特定の上、公開してください。	不存在		城東区役所	総務課(総合企画)
令和7年 12月27日	令和8年1 月19日	12月11日に次の内容で公開請求を行いました。 ----- 令和7年12月10日付大城総第336号による非公開決定において、城東区は次のとおり不存在理由を示しています。 市民の声につきましては「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っているため、市民の声としては取り扱わずに担当所属へ情報提供として取り扱うとする意思決定文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 ここでは「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っている」とありますが、ここに示された案件の処理方法が分かる文書を公開してください。 ----- これに対して城東区は令和7年12月25日付大城総第339号で部分公開決定を行い、「市民の声データベースシステムからのお知らせ(依頼)25-02598」を特定しました。 しかし、この文書は10月9日に公開された文書ですが、この文書には「政策企画室の運用に則った案件の処理方法」は一切なく、これは請求対象文書ではありません。城東区は公開請求の趣旨の解釈を誤っています。そもそも請求の趣旨は、制度所管が定める案件の処理方法が説明され、それに基づいて処理を行えば、意思決定文書が作成されるのかされないのかが分かる文書であるので、決定は政策企画室が行うべきものです。そもそも城東区が決定を行っていること自体が誤りです。 政策企画室は令和7年8月12日付事務連絡「職員等からの意見等の投稿について」において、「1 申出人が職員等と見受けられ、その内容が職務に関する内容の投稿を受信した際は、原則、他部署へ伝達せず、受信した所属において当該投稿の削除に関する意思決定をしたうえで、市民の声データベースから削除すること。」と受付部署で意思決定を行うことを明らかにしています。 そして、大阪市の公文書管理条例では、 (作成) 第4条 本市の機関は、意思決定をするに当たっては、公文書(法人公文書を除く。以下この条及び次条において同じ。)を作成してこれをしなければならない。ただし、事案が軽微なものであるとき又は意思決定と同時に公文書を作成することが困難であるときは、この限りでない。 と記載されています。 請求対象文書は、この事務連絡の「意思決定をしたうえで」との記載の根拠が示された文書及び公文書管理条例だと思われる。 特定の上公開してください。 なお、大阪市Webページに掲載されているものは不要です。URLの教示のみ行ってください。	部分公開 1		城東区役所	総務課(総合企画)
令和7年 12月27日	令和8年2 月12日	12月12日に次の内容で公開請求を行いました。 ----- 11月26日の公開請求について、城東区役所から不存在決定(令和7年12月10日付大城総第336号)がありました。不存在理由は次の通りとなっています。 市民の声につきましては「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っているため、市民の声としては取り扱わずに担当所属へ情報提供として取り扱うとする意思決定文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 しかし、政策企画室に確認したところ、政策企画室としては、案件の処理にあたっては、受け付けた部署で回答、供覧、情報提供のいずれにするかの意思決定(決裁)を行ったうえで処理がなされているとの認識であり、意思決定文書の作成が不要であるなどのマニュアルなどは示していないとのことでした。 請求対象文書が不存在であるはずはありません。再度特定し公開することを求めます。 ----- これに対して城東区は令和7年12月25日付大城総第340号で不存在決定を行いました。不存在理由には次のとおり記載されています。 市民の声につきましては、「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」に基づき、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っているため、市民の声としては取り扱わずに担当所属へ情報提供として取り扱うとする意思決定文書については当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 これは前回の不存在理由と一言一句同じであり、政策企画室の「意思決定(決裁)を行ったうえで処理がなされているとの認識であり」との説明とは真っ向から矛盾するものです。 政策企画室の運用に則って処理を行えば、意思決定文書は作成されないということが分かる文書を公開してください。 「市民の声としては取り扱わず、情報提供とする」ということは、誰かがどこかで意思決定を行っていることに疑いはありません。大阪市公文書管理条例第4条の規定に関わらず、意思決定文書が作成されないという理由が分かる文書を公開してください。 この公開請求は、城東区と政策企画室の両方を対象とします。なお、政策企画室の「意思決定(決裁)を行ったうえで処理がなされているとの認識」が正しく、城東区の認識が誤っているということであれば、不存在理由にはその旨明記してください。	不存在		城東区役所	総務課(総合企画)